

## 平成25年度 第2回府中市青少年問題協議会

### 議事録(要旨)

- 日時 平成26年1月31日(金) 午後3時～午後4時40分
- 場所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、石川委員、福田委員、芝委員、横山委員、佐藤委員、川村委員、堺委員、西谷委員、北島委員、金子委員、川本委員、吉田委員、土方委員、佐藤委員、松本委員、村越委員、岸本委員、宮嶋委員、檜村委員、影山委員、清水委員、吉野委員
- 欠席委員 田口委員、中田委員、伊藤委員、藤田委員、伊藤委員(代理出席 渡邊校長先生)、藤井委員(代理出席 堀米校長先生)、浅沼委員
- 市職員 桜田子ども家庭部長、市川地域安全対策課長、村越市民活動支援課長、矢ヶ崎生涯学習スポーツ課長、持田地域福祉推進課長、遠藤子育て支援課長、古塩指導室長補佐
- 事務局 英児童青少年課長、桑田児童青少年課長補佐、関根青少年係長、鳥海健全育成担当主査、松浦事務職員
- 傍聴者 0名

### 資料

---

#### 1 会議資料

##### (1) 次第

##### (2) 平成25年度第2回府中市青少年問題協議会会議資料

資料1…府中市青少年問題協議会条例の一部改正について

資料2…平成26年度府中市青少年健全育成基本方針(案)

平成25年度 府中市青少年問題協議会委員名簿

##### (3) 席次表

#### 2 参考資料

(1) 多摩児童相談所 相談推移等について

(2) 青少年健全育成情報誌「けやきち通信第3号」

## 次 第

---

- 1 あいさつ
- 2 講演  
「携帯電話・スマートフォントラブルから子供たちを守るために」  
警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課
- 3 議題
  - (1) 府中市青少年問題協議会条例の一部改正について
  - (2) 平成26年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について
- 4 情報交換
  - (1) 府中市内における少年非行等の現状について
  - (2) 児童相談の現状について
  - (3) 児童・生徒の現状について
- 5 その他
- 6 閉会

## 議 事 概 要

---

- 1 あいさつ  
会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 新委員の紹介
- ・ 委嘱状の伝達
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

- 2 講演  
「携帯電話・スマートフォントラブルから子供たちを守るために」
  - ・ 警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課について
  - ・ サイバー犯罪について
  - ・ スマートフォン及びコミュニティサイトの現状について
  - ・ コミュニティサイトの利用に起因する児童の被害について
  - ・ 携帯電話及びスマートフォンの使い方について
  - ・ フィルタリングについて

- ・ 東京都の「ファミリールール」及び「こたエール」について
- ・ インターネット・ホットラインセンターについて
- ・ 警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課の電話相談について

【質問等はなし。退席】

### 3 議題

#### (i) 府中市青少年問題協議会条例の一部改正について

【事務局より、資料に基づき説明】

それでは、府中市青少年問題協議会条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本案件は、12月に開催されました、平成25年第4回市議会定例会に同条例の一部改正議案を上程し可決されましたので、報告するものでございます。

資料1ページをご覧ください。

1の趣旨でございますが、平成23年11月及び平成25年3月に閣議決定された、「地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し」に基づき、平成25年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、地方青少年問題協議会法の一部が改正されました。

この改正により、青少年問題協議会会長及び委員の要件を定める規定が削除され、地方公共団体が定めることとなったため、府中市青少年問題協議会条例の規定を改正する必要がありましたので、平成25年第4回市議会定例会に議案を上程し、可決されたものでございます。

改正後においては各地方自治体の裁量により協議会を組織することができることとなりますが、本市におきましては、これまでも、市長を会長として、市、市民、関係機関が一体となって、青少年問題について情報を共有し、市の青少年健全育成基本方針や具体的な方策を協議し、決定する会議として機能していることから、今後も既存の体制を承継します。

次に、2の条例の改正内容でございますが、資料裏面の新旧対照表のとおりでございます。

第2条は協議会の組織について定めたもので、先ほどご説明しましたとおり、会長及び委員の要件については従前と同様とします。

また、第3条は委員の任期について定めたもので、第2条の改正に伴い、文言を整理したものでございます。

付則1は施行期日を定めたもので、施行日は平成26年4月1日でございます。  
付則2および3は委員の任期の経過措置について定めたものでございます。

資料3・4ページには、改正後の条例全文を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

なお、市議会の審議におきましては、本協議会が市長を会長とすることの意味合いや、他市の状況等についてのご質問がございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【意見、質問はなし。了承】

(2) 平成26年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について

【事務局より、資料に基づき説明】

それでは、平成26年度府中市青少年健全育成基本方針（案）につきまして、資料に基づきましてご説明をいたします。

お手元の会議資料、5ページをご覧ください。

この資料の構成は、5～14ページが、平成26年度青少年健全育成基本方針（案）、15～25ページが、25、26年度の本文の比較という2部構成になっております。

さて、この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、また、市の関係課と調整をした中で、修正させていただきました。

それでは、16ページ以降の本文比較資料をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。

なお、アンダーライン部分は付け加えられたもの、二重線は削除されたものです。

基本方針の構成でございますが、まず、前文で青少年を取り巻く社会環境の現状とそれに対応する府中市の方針を述べさせていただきました。

この部分についての大きな修正点は、アンダーラインのとおりです。

また、平成26年度は、第6次府中市総合計画が開始されますので、計画に掲げられている都市像の「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」と修正しました。

重点目標につきましては、本年度と同じ5項目となっております。

次に、17ページ以降になりますが、5つの重点目標それぞれにつきまして、具体的な施策を掲げさせていただきます。

まず、17ページの1 「心のかような家庭づくりの推進」についてです

が、これにつきましては、「家族の触れ合い」「家庭での適切な養育」を重視し、対話や会話によって家族のきずなを深める機会の拡充に努め、家庭教育の充実について啓発に努めるとしています。

修正点は、記載のとおりです。

次に、18ページの 2 地域活動への参画と地域社会との交流の促進についてですが、こちらにつきましては、ほぼ前年度同様となっておりますが、地域のさまざまな社会活動、ボランティア活動への積極的な参加と世代を超えた交流を通じて、青少年が豊かな人間関係の中で社会性を身に付けられるよう支援と環境づくりに努めることとしています。

修正につきましては、下線部のとおりです。

続きまして、19ページ下の 3 豊かな創造性と情操の育成でございます。

ここでは、青少年が芸術的、文化的あるいは自然体験などさまざまなイベントを体験するなかで、自制心や自律心、また、さらには豊かな創造性や情操を養うこととしています。

ここでも5つの施策を掲げておりますが、大きな変更点としましては、(3)としまして、「歴史と伝統あるまち」とあるように「伝統あるまち」と付け加えました。

さらに、郷土の森博物館常設展示についてリニューアルすることから、教育資源として更なる効果的な活用を推進する旨も付け加えました。

続いて、20ページからの 4 「相談指導体制の充実」です。

青少年や保護者が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実させるとともに、市民に対して相談機関の存在を周知することを目標としています。26年度は、21～22ページに記載のとおり(1)～(6)の施策を柱といたします。

主な変更点は、(1)としまして、相談を受けた段階から適切な指導や助言ができるように、関係機関との情報連携と行動連携が重要である旨を記載いたしました。

(4)としましては、現在、当課では若者の自立等に関する事業を進めており、今後は、様々な問題を有する子ども・若者を関係機関・団体等と連携して総合的に支援していく体制を研究していく旨を付け加えました。

(5)としましては、「食育を通じて健康に対する知識や意識啓発、環境づくりに取り組んでいく」という文言を付け加えました。

続いて、22ページ下の 5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」です。

前文につきましては、下線部のとおり「スマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴うインターネット上のトラブル、また、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）サイト」等という文言など、昨今の青少年を取り巻く環境などと変更いたしました。

26年度は、23～25ページの(1)から(10)の施策を主な柱とします。

各施策の主な改正点としましては、(1)については、「子ども自身が危険を回避できる能力を高める」という文言や「保護者による朝の見送り活動」、さらに、各

関係機関の相互の連携を密にし、子どもの安全確保の強化を図る等と変更しました。

(7) については、交通事故の中で自転車が関わる事故が多いこと等から、子どもの安全を守ることを重点におき、「ヘルメットの着用」等と変更しました。

(8) については、項目を、「携帯電話、スマートフォン等の正しい利用方法についての啓発」と変更しました。

以上、25年度と比較しながら、主な改正点を中心に、平成26年度の青少年健全育成基本方針をご説明いたしました。

26年度の本市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針でございます。よろしくご協議くださいますよう、お願い申し上げます。

【意見、質問はなし。了承】

#### 4 情報交換

##### (1) 府中市内の少年非行等の現状について

【岸本委員より説明】

平素より、警察業務全般にわたりましてご協力をいただくとともに、特に青少年の健全育成ということに関しましてご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

ただ今ご指名ありましたように、府中市内の少年非行等の現状についてご説明させていただきます。

府中警察署では、昨年1年間、生活安全課を中心に挙署一体となって少年の健全育成に向けた諸対策を実施してまいりました。

まず、少年が関与した事件についてご説明いたします。

昨年一年間、14歳以上の少年の検挙人数ですが、刑法犯は91件87名となっております。

特別法犯が2件2名でありました。

月平均しますと、7、8人が何かしらの犯罪を犯して検挙されていることとなります。

少年事件が占める割合でございますが、昨年1年間の府中市内の犯罪の全検挙件数、これは成人も含めた数でございますが、853件553名ですので、少年事件に関しては、全検挙件数の約10、6パーセント、1割強ということになります。

人員にしますと、約15、7パーセントの割合をしめております。

また、都内全体の数字を検証してみました。

少年事件が占める割合は、統計上、正確な件数はまだ出ていないのですが、人員につきましては数字が出ており、都内全体で少年が占める割合は、15、4パーセントとなります。

したがって、人員だけで言いますと都内全体と府中市は、ほぼ同じ割合であると言えます。

次に、検挙した罪種でございますが、刑法犯で最も多かったのは、自転車に関する犯罪で、自転車盗と占有離脱物横領罪であります。

次は、万引きになります。

今話しました自転車に関する犯罪と万引きが一番多く検挙した罪種となります。

この2つの犯罪だけで、検挙件数の7割から8割を占めている状況であります。

都内全体を見ましても、府中市と同様に、自転車に関する犯罪と万引きについての犯罪が、高い割合を占めております。

次に、特別法犯であります。検挙した2件の内訳につきましては、銃刀法違反と迷惑防止条例違反の犯罪でございます。

この事件概要についてご説明いたしますと、銃刀法違反につきましては、23区内に居住しています高校生が、府中市内に遊びに来た際に、護身用として自宅から包丁を持ち出してきて、リュックサック内に携帯していたものになります。

この事案について、さらに詳細を聞いたところ、府中市内には米軍基地がありますが、その中に有名な廃墟スポットがあるとのことでした。

そこに多くの少年らが立ち入っているとのことですが、その高校生は、もしその場に行って、他の少年らとトラブルになり、被害に遭うなど際には、持ち出してきた包丁を護身用のために使おうと考えていたとのことでした。

もう一つの迷惑防止条例違反ですが、府中市内に居住する16歳の高校生が、遊んでいる小学生の胸を触ったという事実で検挙しました。

その他の特異な事件としては、警視庁生活安全部長が指定しております少年の福祉を害し、または少年に有害な影響を与える犯罪、いわゆる福祉犯罪といいますが、特異なものとして事件の概要をご説明いたします。

成人の男性が16歳の少女をナンパし、その少女を男性の知人に、援助交際の相手として紹介しました。

そして、紹介された知人の男は少女に対して2万円を支払い、ホテルで性交したという事件がありました。

この事件では、少女を紹介した男性を、児童福祉法違反、売春防止法違反の周旋の事実で逮捕しました。

一方で、少女と性交した知人の男性は、児童買春、児童ポルノ等に係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の事実で逮捕し、送致しております。

次に、補導件数などについて、ご説明いたします。

昨年一年間、当署での補導件数は634件でございました。

前年と比較しますと、55件減少しております。

その補導の中で、どのような内容のものが多いのかというと、補導した少年の約7割が、深夜はいかいでございました。

その次に多いのが、喫煙でございまして、2割強を占めております。

一方、都内における補導件数を検証しましたところ、やはり、深夜はいかいと喫煙が多いという割合になっております。

都内では、深夜はいかいが約4割、喫煙が約2割を占めております。

このことから、府中市内では、深夜はいかいによる補導の割合が、都内における割合よりも多い傾向にあることが分かります。

学識別に申し上げますと、高校生が最も多く全体の5割を占めており、次いで中学生が2割強を占めております。

次に、被害防止と非行防止などを目的としまして、当署では各学校等と連携して実施してまいりました各種活動についてご説明いたします。

昨年一年間、当署では、府中市内の公立、私立を含めました小中学校36校、また、高校では都立高校5校、これらの学校に対しまして、それぞれセーフティー教室を50回、薬物乱用防止教室や薬物乱用防止キャラバンカーを利用した活動を71回実施しております。

今申し上げましたセーフティー教室等の各種活動につきましては、第8方面区内に11の警察署がありますが、一番多い活動数となっております。

その他としまして、当署では少年の健全育成に関する基本方針、施策としまして、悪質、重大な犯罪を犯した少年については、逮捕して送致する厳しい姿勢で臨んでおり、その一方では、罪を犯した少年の立ち直り支援に重点を置くなど、事件と対策の両面で施策を進めてまいりました。

その好事例をご紹介します。

一昨年のことになりますが、平成24年8月に、本部の少年事件課と共同捜査本部により、府中市内の少年12名を連続自動販売機ねらい、ならびに器物損壊事件により送致、通告等するという大きな事件がございました。

この事件では、事件の終結後に、警察、市役所、学校、そして、地域の少年ボランティアの方々が、それぞれ連携を図りまして、犯罪を犯した少年の規範意識の醸成と立ち直り支援を実施しまして、市内の公園、あるいは多摩川河川敷の清掃活動等を非行を犯した少年らと共に行いました。

この活動により、当署では警察庁長官賞を受賞いたしました。

以上でございます。

【意見質問はなし、了承】

## (2) 児童相談の現状について

【影山委員より資料「多摩児童相談所 相談推移等について」に基づき説明】

本日、皆様のお手元にA3の資料について配布させていただきましたので、資料に基づいてご説明させていただきます。

この資料の数値につきましては、昨年4月から12月までの9か月間のデータでございますけれども、ここ3年間の推移等についてグラフにして掲載いたしましたので、これをもとにご説明いたします。

多摩児童相談所で受理しました相談の推移につきましては、資料の左上になります。

平成25年度の相談受理件数につきましては833件で、前年比約2割増の相談件数でございます。

また、一時保護、入所につきましては、若干ではありますが増えている傾向でございます。

右上のグラフをご覧ください。

虐待と非行についてのグラフになります。

まず、虐待についてですが、4月から12月までの9か月間、平成24年度は171件でしたが、平成25年度は294件で、約7割の増加でした。

多摩児童相談所が担当しておりますのは、府中市をはじめ、調布市、多摩市、稲城市の4市でございます。

府中市にお住まいの方からの相談につきましては、資料の一番下のグラフに掲載しております。

相談件数につきましては、約50件の増加となっております。

虐待の相談につきましては、だいたい2倍増となっておりますが、対応した中で、一時保護、入所等に至った件数につきましては、一時保護については前年とほぼ同じ、入所等に結びついたものについては前年と比較して半数と減っております。

虐待について市民の方々、あるいは、関係機関の方々も関心を持っていただいて、子どもの泣き声等が頻繁にあった場合には、心配して下さり、児童相談所へ連絡して下さる。

また、実際に行ってみると、ただ子どもが泣いているだけで、母親も子どもが泣いていて困っていたということ等もございますので、必ずしも虐待の相談件数が多いからといって虐待が多いということはないと認識しております。

次に、非行についての相談ですが、平成24年度と比較すると半数となっております。

実際に非行によって一時保護に至った件数も、本年は1件ということで、入所に繋がった事案はありません。

なお、この資料にある数字については、手集計によるものでございます。  
昨日も新聞報道などで都内の虐待事件なども報道されています。

出来るだけ早期の段階でご連絡いただき、何らかの形で関わっていきたく存じます。

私どもとしましては、関わったケースについては、児童相談所のみではなく、お子さんの所属している保育所や学校など、あるいは、府中市では子ども家庭支援センター「たち」、幼児であれば健康センター等と連携して情報を共有しながら対応している現状でございます。

もう一つご連絡があります。

皆様のお手元には、英語で「OSEKKA I」等と記載された青色のファイルを配布させていただきました。

中にはウェットティッシュやマスク、ステッカーが在中しています。

今まで、児童虐待防止のキャンペーンについては、オレンジリボンを全国的に使用してまいりました。

配布させていただいたファイルには、「OSEKKA I くん」の絵、これは巻貝になりますが、描かれています。

「おせっかい」という文字のごろ合わせではありますが、優しく、暖かく、親子を見守ろうということで、家庭や親や子どもには、声を掛けたりして、おせっかいをかけていこうという意味で、虐待に結びついてしまう前に予防していきたいということで、新しいキャラクターを作り、キャンペーン等を実施しております。

昨年11月には、東京メトロなどでもキャンペーンを実施しております。

今年の11月の虐待防止月間など、今後はいろいろな場面で、この「OSEKKA I くん」が登場すると思うので、気にかけていただき、周知にご協力いただければと思います。

以上です。

【意見質問はなし、了承】

### (3) 児童・生徒の現状について

【渡邊校長先生より小学校の現状を説明】

府中市立府中第四小学校の渡邊と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

私の方からは、子どもの現状ということで、運動ということについてお話をさ

せていただきます。

昨今、子どもの体力が低下しているということが囁かれています。二極化、つまり、運動をする子どもとしない子どもがいることが、はっきりと分かってきました。

府中市では、ソフトバレーボール大会や綱引き大会等が開催され、普段運動をしない子どもたちなどを募集して、運動する機会をいただいているということに感謝しております。

東京都では、各校一取り組み、各学級一実践ということを行ってありまして、それぞれの各小学校では、様々な運動に取り組み、または、各学級では、この日には皆で運動をしようと設定するなどして、運動をすることについて日常化を図る取り組みをしています。

本校の例で言いますと、学校の取り組みとしては、2学期には縄跳び、3学期にはマラソン週間ということを位置づけております。

本年度からですが、今ここに表彰状をお持ちしたのですが、府中市の小学校全体で実施していこうということで、ロープチャレンジという企画がありました。

これは、子どもたちが、長い縄を皆で八の字に跳ぶといったもので、子どもたちに多く跳べば、表彰されてホームページにも掲載される等といった内容を話したところ、子どもたちはやる気を持ってくれ、今、朝などは大変寒いのですが、各クラス競って練習している姿を多く見ることができます。

そして、長縄と同時に、一人で縄跳びをする短縄についても、運動の日常化ということで、各学校でも取り組んでいると思うのですが、カードを使うことによって、学校だけではなくて家に帰ってから、さらに休みの日でも短縄を使って、体を動かす日常化を図るという取り組みを行っております。

ただ、やや残念なことではありますが、先ほどの講演でもありましたように、子どもたちの中にはいろいろなゲーム機に夢中になる子もおります。

外で運動する機会は多くあるのですが、ゲーム機に夢中になっている子どももおり、外で遊んでいるのだけれども、外で座りこんでゲームをしているといった子どもがいます。

やはり、子どもたちが元気に体を動かすといった方向に進んでいくように取り組んでいるところであります。

今後も、府中市全体で取り組んでいくことに対して、各学校も全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【意見質問はなし、了承】

## 【堀米校長先生より中学校の現状を説明】

ただ今ご紹介いただきました府中第一中学校の校長堀米でございます。

本日、会長の藤井が校務により来れませんので、生活指導を担当している私が参加させていただきました。

今から4、5年前に、この場所でお話しをさせていただいたことがあるので、久しぶりであるなど実感しております。

さて、先ほど、小学校のお話を聞いておりましたが、小学校は平和であるなどという感じがしました。

どうして、中学校とは異なるのだろうかと思うことが多々あります。

中学校の全体としては、落ち着いた学校生活を送っていますので、ご安心をいただきたいと思います。

ほとんどの中学生が、しっかりとした学校生活を送っているという前提でお話しをさせていただきます。

本日は、青少年の問題協議会ですので、特に非行に絡むような顕著な話をさせていただきます、今後の対策として考えていきたいと思います。

今日の講演会の内容は、現在の喫緊の課題であります。

現在の生活指導上の問題は、携帯電話・スマートフォンによるトラブル、そして、無料通話アプリであるラインによるトラブルがほとんどであります。

本日議題にありました、青少年健全育成基本方針にもありますように、正に、携帯電話・スマートフォンについての内容であり、それが問題となっております。

このような情報モラル、情報機器によるトラブルと家庭の教育力の低下、その他にも様々な問題はあるのですが、本日は、この二点に絞ってお話をさせていただきます。

教育力の低下というよりも、教育力が低い家庭が多いということです。

例えば、母親が自分のアパートに、子どもの知り合いの他校の生徒たちを呼び、生徒に飲酒をさせているその姿を、その母親がスマホで撮影しラインで流すという事案がありました。

子どもの手本であるべき母親が、そのような行動をとっています。

こういう件につきましては、児童相談所や府中警察相の少年係等と協力しながら、今後、サポート会議等で対策を考えていき、母親を含めた指導をしていかなければなりません。

また、もう一つ事案が多かったのは、万引きについてです。

その中で、万引きした本人、保護者ともに、万引きで補導されましたと学校に報告に来ました。

その子は袋いっぱい万引きした商品を持っていたのですが、その保護者は、この商品を見ても万引きだと気が付かなかったようです。

その保護者は、どうも買っていない商品もたくさんあると思っていました等と言い、それで話が終わってしまうのです。

そこで、保護者に対して、万引きは犯罪だということを教えてなかったのですか、指導しなかったのですか等と言うのですが、反応がありません。

やはり、万引きが減らないといったことは、親の教育力の低下という部分が大いに影響があると思います。

これら、家庭の教育力の低下ということについて、学校や地域等でフォローしながら支援していかなければいけないということが、今後も大きな課題になるのではないかと思います。

もう一つですが、ラインを通じたトラブルが、非常に多い状況です。

これは、自分の通っている学校内でのトラブルも当然ですが、他校とのケンカ等のトラブルについては数えきれないくらい発生をしております。

携帯電話やスマートフォンなどが無い時代は、塾などで、あの学校のあいつは強い等といった噂が広まり、他の中学校に押しかけるといったケースはありました。

しかし今は、ラインを使っています。

先ほどの講演で、ラインで書き込んだ内容は知り合いしか見れないと言っておりましたが、知り合いの知り合いの知り合いも仲間になることで、書き込みを見ることが出来ます。

ですから、一人が、どこどこに集合といった書き込みをした場合、顔の知らない人までが書き込みを見ることができ、その場所に集合してしまいます。

そこで、今話したように、一人が、「どここの学校のあいつが悪口を言ってる」等と書き込みをすると、多くの人たちがその書き込みを見ることができ、さらに、「どこどこに集合、来れる人はスタンプを押して」等と書き込みをし、集合場所に集まります。

そして、集合した知らない人同士がケンカをしてしまい、誰にやられたのかが結局分からないといった事案も発生しております。

最近でも、このような暴力事件が発生しております。

現在、府中警察署でも取り扱いをしていただいておりますので、詳細は話せませんが、このような事案というものは多々発生している状況です。

いずれにしても、市内各中学校の生活指導主任は連携を図っており、先日も他校絡みの事案が発生した際には、緊急会議を開催し、お互いに情報を共有しながら対策を検討してまいりました。

もちろん、府中警察署や多摩児童相談所等のご協力をいただきながら、実施しているところです。

一部の生徒が何度も問題行動を起こしているといったものが、この府中市での現状でございます。

現在の調査中の事案が解決すれば、治安も落ち着き、中学校の生徒らも安心して生活できるのかなと思われます。

今後とも、関係機関との連携を密にしながら、中学校校長会としても対策を立てていきたいと思ひます。

以上です。

【意見質問はなし、了承】

【清水委員より高等学校の現状を説明】

府中西高校の清水と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

さて、府中市内の高校のことではありませんが、先日、ニュースなどで報道されたように、都立小山台高校の「春の選抜高校野球」への出場が決まりました。

この学校は、定時制課程がある関係で、生徒は午後5時には下校しなければなりません。

グラウンドも広くなく、他の部活動と共用であるなど日常の活動が制限されています。

そのような高校が、甲子園に出場できることは、市内5つの都立高校の高校生から見て、大変に楽しみであるとともに、自分たちと等身大の高校生たちが頑張れば甲子園に出場できるということで、励みにもなります。

野球部に限らず、部活動は、生徒が一所懸命に取り組む場として、健全育成の基本にあると思ひます。

高校では部活動を重視しています。

小山台高校のことから、市内の高校生が元気づけられた話でございます。

さて、続きまして、携帯電話やスマートフォンに関して、高校の状況についてお話しさせていただきます。

高校では、警察をはじめ、様々な機関から頂くリーフレットなどは、クラスなどを通して、指導に活用させて頂いております。

その他に、警察や携帯電話会社から講師を派遣して頂き、生徒全員を対象とした安全教室などを実施しております。

本日の前半の講演会のように、専門の方から具体的なお話を頂くことは、大変に効果があると感じております。

ほとんどの生徒が携帯電話やスマートフォンを使用しています。

危険と隣りあわせで使用している生徒たちに、最新の情報をふまえた指導は必要なことと思ひます。

また、東京都では、「非公式サイトの監視」を外部の企業に委託しております。ネット上を検索し、所属高校名や個人名などの個人情報がキャッチされたときには、高校にその情報が入ります。

それを受け高校では、生徒に個人情報をすぐ削除させ、そのようなことをしないように個別指導をいたします。

高校といたしましては、そのような事例には一つ一つ丁寧に対応し、そして、クラスまたは全体を通して啓発活動を積み上げております。

しかし、情報関係の事柄については、社会の状況があまりにも早く変化していくので、学校側が指導しても、状況がさらに先に行ってしまうことがあります。今後も常に危険と隣り合わせであることを認識しながら、積極的な対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

【意見質問はなし、了承】

## 5 その他

## 6 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。